

# 逐條土地收用法資料 (三)

高坂孝三

## 七、用惡水路ト土地收用

(内務 明治四十三年四月十六日土第六二七號)  
和歌山縣知事宛 土木局長回答)

(要旨) 用惡水路ノ新設若ハ擴張ニ關シテハ耕地整理施行  
ニ起因スルト否トヲ問ハス土地收用法ヲ適用スルコトヲ得  
ルモノトス

(原文) 本年二月八日內五發第八百三十三號ヲ以テ農商務省農務  
局長宛御照會ニ係ル耕地整理ニ關シ土地收用法適用ノ件右ハ當  
省主管ノ事項ニ付同省ヨリ移牒相成候處用惡水路ノ新設若ハ擴  
張ニ關シテハ耕地整理施行ニ起因スルト否トヲ問ハス土地收用  
法ヲ適用シ得ル義ト存候此段及回答候也

(和歌山縣知事伺) 耕地整理法ニ基キ耕地整理組合ヲ設ケ整理ノ  
施行ヲ爲サムトスルニ當リ地域外ニ惡水路新設及舊水路斷面ノ

擴張ヲ要シ候ニ付組合設立認可申請者ハ其ノ水路用地ヲ買收セ  
ムトシ所有者タルニケ村及其ノ他私人ニ對シ協議ヲ爲シタルニ  
内一ケ村已ニ買收ノ承諾ヲ爲シタルモ他ノ一ケ村及私人所有者  
ハ之カ買收ノ承諾ヲ爲サス右ハ耕地整理法第五十條ニ依リ組合  
地區内ハ強制編入ヲ爲シ得ル途モ有之候ヘ共普通ノ強制編入ト  
ハ其ノ性質ヲ異ニセルノミナラス其ノ不同意者ヲ耕地整理組合  
員トナスハ組合ノ事業經營上危懼ヲ抱ク嫌有之已ムヲ得ス收用  
ノ必要相認メ候處右ハ土地收用法ヲ適用シ得ヘキ義ト被存候ヘ  
共爲念御高見承知致度候間至急何分ノ御回示相煩度候

註、本件回答ハ單ニ用惡水路事業ガ第二條ニ該當スルガ故ニ  
本法ヲ適用スルコトヲ得ルト云フニ非ズシテ、用惡水路  
事業ハ其ノ性質上公共ノ利益トナルベキモノナルガ故ニ  
ト云フ理由ヲ包含スルコト勿論デアアル。事業ガ第二條ニ  
該當スル以上本法ヲ適用スルコトヲ得ルモノナリトスル

説ハ、ソレガ性質上専ラ公共ノ利益ノ爲ニスル種類ノモノニ關スル限り正當デアアル。但シ如何ナル事業モ具體的ノ場合ニ其ノ公共ノ利益ガ所有權ノ保障トノ比較ニ於テ優先スル程度ノモノナルコトヲ要スルハ土地收用制度ノ本質上ノ必要條件デアツテ「公共ノ利益トナル」ト云フハ抽象的ニ公益性アルコト及斯ク具體的ニ公益性アルコトノ二者ヲ包含スル。

### 八、市場ノ範圍

(三一議 大正三年三月十二日 貴族院特別委員會)

#### (要旨略)

(問)市場ノ意義ハ魚市場青物市場ヲ含ムハ勿論大ニシテハ家畜市場取引所等ノ如キモ之ニ包含セシムル考ヘナリヤ

(政府委員答)大體ニ於テ貴説ノ如ク定メテ差支ナカラムモ取引所ノ如キニ至リテハ聊カ疑問ノ存スル所ナラム故ニ出願アルニ際シテハ當局者ハ十分調査ヲ行ヒタル上許可スル考ヘナリ(委員會々議錄)

註、「市場ハ公衆ニ對シテ現物ノ取引ヲ爲ス目的ヲ以テ爲サル

ル共同營業ノ設備デアツテ之ニ關スル現行法トシテハ家畜市場法(明治四十三年法律第一號)、中央卸賣市場法(大

正十二年法律第三十二號)アルニ過ギナイ。其ノ他ハ總テ地方長官ノ發スル命令ニ依ツテ支配セラレレル。(田中好氏土地收用法、自治行政叢書第九卷)

### 九、電氣裝置ノ範圍

(三一議 大正三年三月十二日 貴族院特別委員會)

(要旨)土地收用法第二條ニ所謂電氣裝置ニハ電氣事業ニ從事スル事務員ノ宿直ニ充ツル家屋ヲ包含ス

(問)電氣機ヲ電機裝置ト改メタルニ依リ發電所ノ如キハ之ニ包含セラル、ヤ

(政府委員答)總テノ電氣裝置ヲ包含スルノ趣旨ナリ

(問)然ラバ電氣事業ニ從事スル役員ノ社宅ノ如キハ如何

(政府委員答)社宅ノ如キハ此ノ中ニ入ルルモノニ非ズ但シ事務員ノ宿直ニ充ツル家屋ハ此ノ限ニ在ラズト信ズ(委員會々議錄)

註、茲ニ云フガ如キ設備ガ電氣裝置ノ範圍内ナリトセラレ

ルニハ其レガ電氣裝置ニ絶體的ニ必要デアルト云フ事ガ認めラレルモノデナケレバナラス。同様ナコトハ他ノ事業

ニ付テモ云ヒ得ルモノト考ヘル。從テ其レ自體トシテハ公共ノ利益トナラズ甲事業モ他ノ公共ノ利益トナル法定ノ事業ト前記ノ如キ關係ニ在ル場合ニ於テハ乙事業トシ

テ所要土地ヲ收用スルコトガ出來ルノデアアル。

## 一〇、公衆住宅建設ト土地收用

(一) (四五議大正十一年三月二十二日  
衆議院特別委員會)

(要旨) 本條第五號ニ公衆住宅ノ建設事業ヲ加フヘシトノ  
立法論

(委員修正案說明) 第二條ノ第五號ノ改正法案ニハ「前各號ニ掲  
グルモノヲ除ク外國府縣其ノ他公共團體ニ於テ施設スル事業」  
斯ウアル此ノ趣旨ハ決シテ惡クハアリマセヌガ何ウモ此ノ法文  
方甚ダ私ハ憲法ノ精神ト其レカラ土地收用法全體ノ仕組ノ此ノ  
部分ダケガ恰モ異分子ノ如ク調和ガトレナイト思フ……憲法ニ  
於キマシテモ御承知ノ様ニ「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルル  
コトナシ、公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」詰  
リ土地收用ノ如キハ法律ノ定ムル所ニ依ツテ始メテ收用ガ出來  
ルト云フ條項ガアリマス、サウシテ法律ノ定ムル所ニ依ルト云  
フコトハ……直接ニ法律ガ之ヲ規定スル、所謂行政官ノ自由裁  
量ニ一任シナイ斯ウ云フ……根本觀念デアアルコトハ疑ナイ、シ  
テ見ルト法律ガ直接ニ如何ナル場合ニ如何ナル土地收用ガ出來  
ルト云フコトヲ決メナケレバ——行政官ノ裁量處分ニ一任スル

ト云フコトハ——吾々ノ財産權ノ大宗タル所ノ土地所有權ノ根  
本ヲ動搖セシムル者デアアル、ソレデ此ノ改正案ニ依レバ唯單ニ  
公共團體ノ施設ニ係ル事業デアレバ如何ナル事業デモ悉ク土地  
所有權ヲ剝奪スルコトガ出來ルト云フコトニナツテ居ル、無論  
是ニ付テハ内閣ノ認定ガ要ル、無暗ナ事ヲ云ツテ行ツタ所ガ内  
閣ノ認定シサウガナイ、ナイケレドモ併シ内閣ノ認定ナルモノ  
ハ一個ノ行政處分デアアル、行政官ノ權能ニ依ツテ何等ノ制限ナ  
シニ人ノ所有權ヲ剝奪スルコトヲ許スト云フコトハ是ハ單ニ憲  
法ノ精神ノミナラズ土地收用法第二條ノ外ノ事ト鈞合ガ取レナ  
イ……其ノ「水害豫防其ノ他公用ノ目的ヲ以テ」ト云フ、之ヲ  
抜イテシマフ、シテ見ルト此ノ公用ノ目的デアルカ何ウカト云  
フ事ハ單ニ内閣ニ於テ認定スル所ノ一ツノ裁量處分ノ参照ニナ  
ルダケデス、法律ニ於テ之ヲ束縛スルコトハ出來ナイ、是ハ所  
有權ノ根本ヲ動カスコトニナル、態々サウ云フ風ナ所有權ノ根  
本ニ觸レル様ナ問題迄立至ラズトモ今日住宅建設ガ必要デアレ  
バ「公衆ノ住宅建設」ト云フコトヲ之ニ利用スレバ總テノ根本精  
神ニモ通ズルシ、サウシテ土地收用法ノ全體ノ精神ニモ適合ス  
ル實際ノ目的ガ違セラレルノデスカラ……公衆住宅建設ガ必要  
デアレバ公衆住宅ト云フコトヲ入レレバ宜シイ、故ニ私ハ——  
此ノ精神ハ決シテ反對デアリアリマセヌソレハ當然デアラウト思

ヒマスケレドモ——寧ろ斯ウ云フ大改正ヲ企ツルハ「公衆住宅ノ建設」ト云フ文字ヲ入レルコトニ依ツテ十分ニ目的ヲ達シ得ルコトト考ヘマス

註、本條第五號後段ハ事業ノ種類ヲ列舉規定スル主義ニ對シテハ例外ニ屬スル。蓋シ公用ノ目的ヲ以テ國又ハ公共團體ニ於テ施設スル事業ハ公共ノ利益トナルベキコト疑ノナイ所デアアル。(抽象的の公益性)

然シ具體的計畫ガ果シテ之ニ該當シ且ソノ公共ノ利益ガ果シテ所有權ヲ侵害スルモ已ムヲ得ザル程度ニ重要ナリヤ否ヤ即チ具體的の公益性アリヤ否ヤハ行政官廳(内務大臣)ノ認定スル所デアアルコト他ノ列舉事業ト同様デアアル。

(二) (内務大臣大正九年二月十八日發土第七號) 土木局長通牒

(要旨) 公共團體ニ於テ住宅ヲ經營スルハ其ノ計畫如何ニ依テハ土地收用法第二條第五號ニ該當スル事業トシテ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

(原文) 府縣郡市町村其ノ他公共團體ニ於テ住宅ノ不足ヲ補フ爲住宅ヲ經營スルハ其ノ事業ノ計畫如何ニ依テハ土地收用法第二條第五號ニ該當スル事業トシテ之ニ要スル土地ハ同法ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ルモノト御了知相成度爲念此段及

(要旨) 個人ノ經營スル住宅事業ニ土地收用法ノ適用ヲ許スニハ該事業ニ對スル適當ナル監督制度ヲ必要トス

(三) (四) 五議 大正十一年三月二十二日 衆議院特別委員會

(問) 大正九年二月十八日ノ土木局長ノ通牒ニ住宅ノ建設ニ關スル土地收用ノ件ト云フノガアリマシテ、ソレニハ「府縣郡市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ住宅ノ不足ヲ補フ爲ニ住宅ヲ經營スルハ其ノ事業ノ計畫如何ニ依テハ土地收用法第二條第五號ニ該當スル事業トシテ之ニ要スル土地ハ同法ニ依テ收用又ハ使用スルコトヲ得ルモノト御了知相成度爲念此ノ段及通牒候也」斯ウ云フ事ガアリマス、是ハ本法ノ適用ノミカラ申シマスレバ極メテ明瞭デアリマスルガ御承知ノ通り……住宅問題ハ今日最モ重要ナル問題トナツテ居リマス……公共團體ノミニ斯ウ云フ事業ノ計畫ヲ一任スル事ガ宜イカモ知レマセヌガ實際問題トシテ見レバ是ハ公共團體ニ限ル譯デハアリマセヌ、デアアルカラシテ今同ノ如キ時局ニ遭遇シテ住宅問題ニ困ツテ居ルト云フ場合ニ之ヲ單ニ公共團體ノ公共事業トシテヤルト云フ事ニシナイデ一般ノ人民ガ斯ウ云フ事ヲ計畫シテサウシテ其ノ計畫ガ立派デアツタナラバ之ヲ許ス方ガ私ハ宜シト考ヘル

(政府委員答)住宅問題ハ我が國都鄙ヲ通ジ今日ハ中々重要ナ問題ニナツテ居リマスノデ此ノ供給ヲ潤澤ニスベク種々攻究サレ又實行サレツツアツタノデアリマスガ、未ダ十分デナイト云フノデ實ハ此ノ議會ニ住宅會社法ト云フ様ナモノヲ出シテ一團地ノ住宅經營ヲ爲ス場合、而シテ其ノ經營ヲ爲スニ付テ相當程度ノ監督ヲ受ケル様ナ仕組ニシタ場合ニ於テハ此ノ土地收用ヲ認メテモ宜カラウト云フノデ、初メノ案ニハ入ツテ居ツタノデアリマスルガ住宅會社法ハ今期議會ニ調査ノ都合上提案スルニ至リマセヌデ其ノ結果トシテ其ノ文字ハ削除シテ提案シタノデアリマス、元來此ノ個人ノ所有權、是ハ大イニ尊重シナケレバナラヌカラ容易ニ土地收用ヲ許スト云フコトハ宜シクナイ、其レ故ニ法律ニ於テハ極メテ狭ク收用ヲ認メル事業ヲ掲ゲテアルノデアリマス……住宅經營ノ爲メ一定ノ計畫ヲ立テテヤル場合ニハ土地ノ收用ヲ認メルト云フノモ一ツノ法ノ立テ方デアリマスガ唯個人ガヤル場合ニハ之ヲ相當取締ラナケレバナラヌ……何トナレバ個人ガ住宅ヲ設ケル其レニ依ツテ家賃ヲ取り而モ相當ノ監督ガ行ハレル法制ガ出來ナケレバ、二割モ三割モ利益ヲスルト云フ様ナ事業ヲ爲ス者ニ對シテ迄……土地收用ヲ認メテ事業ヲサセルト云フコトハ宜カラウカドウカ是ハ大イニ考慮ヲ要スル事デアリマス、「今日國家的社會的ノ見地カラシテモ必要

止ムヲ得ザルモノデ土地收用ヲ認メルト云フ事ハ適切ナ事デア  
ル唯之ニ對シテ自ラ制限ノ制度ガナケレバナラヌ」斯ウ云フ考  
ヲ持ツテ居リマス

第二條ノ二 現ニ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業  
ノ用ニ供スル土地ハ特別ノ必要アル場合ニ非ザレバ之ヲ  
收用又ハ使用スルコトヲ得ズ

註、本條ハ昭和二年ノ改正ニ於テ追加セラレタモノデア  
ルガ  
夙ニ第四十五、六議會ニ提出セラレタ改正案ニモ同一ノ  
條文ガ規定セラレテアツタ。

#### 一、本條ノ法意

(內務昭和二年  
改正案說明書)

(要旨) 本條ハ現ニ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事  
業ノ用ニ供スル土地ヲ他ノ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲  
收用セントスル場合ニ於テハ兩事業ノ公益ノ輕重大小ヲ比  
較シ曩ニ設定セラレタル事業ノ受クル公益ノ損失力後ニ爲  
サルル事業ノ公益ヨリ小ナル場合ニ於テノミ之ヲ許スヘキ  
コトヲ規定シタルモノナリ

(原文) 現ニ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ用ニ供スル土地ヲ他ノ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲收用スルコトヲ得ヘキヤハ法律上議論ノ存スル所ナリト雖漫ニ之カ收用ヲ許ストキハ爲ニ公共事業ノ經營ヲ困難ナラシムルニ至ルヘク反之絶對ニ之カ收用ヲ許ササルトキハ亦同一ノ困難ヲ招クニ至ルヘシ要ハ兩公益ノ輕重大小ヲ判斷シテ適當ニ解決スルニ在ルヲ以テ本法案ニ於テハ收用スルコトヲ得サルヲ原則トシ唯特別ノ必要アル場合ニ限り公共用地ト雖收用又ハ使用スルコトヲ得シムルモノトス

現ニ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トハ本法第二條ニ列記シタル事業ノ外特別法(一)陸地測量標條例、(二)鑛業法(三)森林法(四)製鐵業獎勵法(五)都市計畫法(六)航空法ニ依リ保護セララル事業ヲモ包含スルモノトス  
特別ノ必要アル場合トハ公共用地ヲ收用又ハ使用スルニ非サレハ公共事業ヲ遂行スル能ハサル場合ニ於テ纒ニ設定セラレタル事業ノ受クル公益上ノ損失カ後ニ爲サル事業ノ公益ヨリ小ナル場合ヲ言フ公益ノ大小ハ價值ノ大小ニ依リテ定ムヘク其ノ判斷ハ社會百般ノ事情ヲ斟酌シテ具體的ノ場合ニ付定ムヘク或ハ異種事業間ニ於テ公益ノ大小輕重ヲ比較スルヲ得スト爲ス説ナキニ非スト雖前項説明ノ標準ニ依レハ必スシモ不可能ナラス現

在ニ在リテモ亦同一土地ヲ二箇ノ公共事業カ競合シテ收用セムトスル場合ハ生シ得ヘキ問題ナルヲ以テ事業認定ノ場合ニ斟酌スレハ足ル或ハ兩事業カ同一價值ヲ有スルトキハ如何ニ措置スヘキヤノ問題ヲ生スヘシト雖實際上起ルヘキコトニ非ス  
註、最近公布セラレタ航空機製造事業法、製鐵事業法等ニ依ル事業モ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ内ニ含マレル。従前ノ製鐵業獎勵法ハ廢止セラレタ。

二、本條ニ依リ收用ト公用ノ廢止

(五二議 昭和二年二月十九日)  
貴族院特別委員會

(要旨略)

(政府委員答) 是ハ結局二ツノ公益事業ノ先ニ設定セラレタ事業カラ受ケテ居ル公益ト其レカラ後ニ其レヲ收用シヨウト云フ事業ノ公益トノ大小ヲ判斷スルノ外ハナイト思フノデアリマス  
(問) 私ノ質問シタノハ其レハ……形式ハ何ウ云フ風ナ形式ニセラレルカト云フ事デアリマス

(政府委員答) 公用ヲ廢スレバ問題ハナイノデアリマス、唯國ガヤツテ居リマスル事業公共團體ガヤツテ居リマスル事業デアリマスレバハ話合ガ付キ易イノデアリマスガ、是ガ個人ガヤツテ居リマス事業ハ——鐵道會社ノ鐵道デアリマス軌道會社

ノ軌道デアリマス。トカ云フ様ナ所ニ例ヘバ學校ノ敷地ヲ擴張スルト云フ様ナ場合ニ——中々公用ノ廢止ヲ承諾シテ與レマセヌノデアリマス。而シテソレヲ強制スル途モナイ結局公用ヲ廢止セシメルト致シマシテモ其ノ際ハ後ノ事業ノ公益ト今迄ノ事業ノ公益トヲ何ウシテモ比較シナケレバナラヌコトニナルト思フノデアリマス。

註一、鐵道會社ノ鐵道用地ノ如キニハ公用廢止ノ問題ハ起ラナイ。(性質上營利ノ目的ト一面公益ノ目的トヲ有スル事業ハ公益目的ノ範圍内ニ於テ其レニ土地收用ヲ許スニ過ギヌ。從テ他ノヨリ重要ナル公共ノ利益ノ爲ニモ右用地ヲ收用スルコトヲ得ズトセンカ法ハ特定ノ營利事業ヲ保護スルニ等シク公共ノ利益ノ増進ヲ窮極ノ目的トスル根本趣旨ニ反スルノデアアル。寧ロ斯ノ如キ土地ノ收用ハ理論上ハ本條ノ規定ヲ必要トシナイ。)

二、唯問題ハ國又ハ公共團體カ行政ノ主體トシテ公共用又ハ公用ノ目的ヲ以テスル事業ノ用ニ供セル土地ニ限ラレルノデアアル。(一)其ノ公共用ノ目的ヲ以テスル事業ノ用ニ供スル土地ハ原則トシテ何等カノ形式ニ於テ其レガ右事業ノ用ニ供スルモノナルコトニ付キ行政主體ノ意志表示ヲ伴フノデアアルガ、其ノ意志表示ニシテ撤回セラレザル

限リ依然トシテ當該事業用トシテ公共ノ用ニ供セラレツツアルモノト見ナケレバナラヌノデアツテ、右土地ニ對シテハ私法上ニ於ケル權利ノ行使ハ制限セラレルノデアアル(例ヘバ道路、溝渠等ノ敷地ガ取得時効ノ目的トナラザルガ如キ、大審院昭和四、一二、一一判決、本誌十九卷九號一三三頁參照)。然ラバ土地收用ノ場合ニ於テ特別ノ必要アリトシテ之ヲ收用セントスルトキハ右意志表示ハ之ヲ撤回スルヲ要スルヤ之レガ即チ茲ニ云フ公用廢止(正確ニハ公共用廢止)ノ要否ノ問題デアアル。思フニ右ノ意志表示ハ爾後當該土地ガ公共ノ用ニ供セラレルモノナルコトヲ明確ニ宣言セントスル單ナル形式デアリ其ノ結果ハ「濫ニ私用ニ供ス可ラザル」コトヲ表明スルニ過ギズシテ、更ニ其ノ土地ニ對シ公法上ノ權利ヲ行使シテ「重要ナル公共ノ用ニ供スル」コトヲ排除スルモノノデアナイ。意志表示ノ性質ニシテ果シテ然リトスレバ、其レハ收用ナル公法上ノ處分ノ爲ニハ當然ニ抹殺セラレ得ベキモノデアリ其ノ撤回ヲ俟ツ迄モナク該土地ハ之ヲ收用シ得ル。從テ所謂公用ノ廢止ヲ必要トシナイト解スベキデアアル。況ンヤ公用ヲ廢止シタル上ハ本條ニ依ル迄モナク普通ノ土地トシテ收用シ得ルニ至ルノデアアル。以上ハ

目的タル土地方國有タルト然ラザルトニ拘ラズ同様デア  
ルト考ヘル。(二)國又ハ公共團體自身ガ公用ニ供スル土  
地ハ直接ニ一般公共ノ用ニ供スルモノデハナイガ之等自  
身ノ目的ヨリシテ「公共ノ利益」トナル事業ノ爲ニスル  
モノデアアルコトハ疑ノナイ所デアアル。然シテ之ヲ他ノ  
「ヨリ重要ナル公共ノ利益」トナルベキ事業ノ爲收用セ  
ントスルトキハ其ノ儘之ヲ收用シ得ルモノナルコト前ノ  
場合ト同様デアアル。

(但之ハ收用法外ノ協議ヲ要セズ突然ニノ意味デハナイ  
。注意スベキハ收用セントスル事業ガ營利ノ目的ヲ併有  
スルトキハ其レハ通常具體的ニハ公共ノ利益ノ重要サニ  
於テ前記公用ニ供スル場合ニ劣ルト認メラレルコトデア  
リ又事業ノ主體方同一ナルトキハ收用ナル觀念ハ本質的  
ニ認メ得ザルコトデアアル)。

要之本條ノ適用ニ當ツテハ豫メ公用ノ廢止ヲ必要トセズ  
トスル所ニ規定ノ眞ノ妙味ガ有ルモノト考ヘルノデア  
ル。

三、尙收用後ニ於テモ更ニ公用廢止ナル形式ノ手續ヲ必  
要トシナイト解スヘキデアアル。何トナレバ前述ノ如キ理  
由ニ依リ豫メ公用ノ廢止ヲ必要トシナイ以上收用後ニ於

テ之ヲ必要トスル餘地ハナイ。即チ收用ナル公法上ノ處  
分ガ當然ニ其ノ公用ヲ廢止スルモノト解スガ故デアアル  
ル。

### 三、本條ノ規定ノ積極的及ヒ消極的ノ趣旨

(一) (四五議衆議院特別委員會)  
大正十一年三月二十二日

(要旨) 本條ヲ特別ノ必要アル場合ニハ收用スルトヲ得  
ル旨積極的ニ規定スベシトスル立法論

(委員) 一旦收用又ハ使用スルモノニ對シテ重複的ニ收用又ハ  
使用出來ルト云フ規定ラシイデスガ、之ヲ特別ノ事由アル場合  
ニ非ザレバ收用又ハ使用スルトヲ得ズト云フ積極的規定ニセ  
ズニ如何ナル場合デモ更ニ二重ノ收用又ハ使用ガ出來ルト云フ  
コトヲ積極的ニ規定スルトコトガ立法ノ體ヲ得タモノデアルト思  
フ、ソレカラ特別ノ事由ト云フノハ如何ナル事由デアアルカト云  
フコトヲ法ニ明記スルトコトガ更ニ收用又ハ使用ト云フコトヲ重  
ンズル所以デアルト思フ、ダカラシテ恐ラク内務省ノ意見ハ特  
別ノ事由ト云フノハ現ニ公共ノ利益トナルベキ事業ヨリハ一層  
高等ナル公益トナルベキ事業ニ使用スルニ當ツテ收用又ハ使用  
スルトコトヲ許ス關係デアラウト私ハ推測致シマシタカラ其レニ  
適應スベキ稍々完全ト信ズル修正案ヲ出シタノデス



(二) (五一議 昭和二年二月十九日 貴族院特別委員會)

(要旨) 特別ノ必要アル場合ニ非サレハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ス」トハ「特別ノ必要アル場合ニ於テハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得」ト同趣旨ニ歸ス

(問) 「特別ノ必要アル場合ニ非ザレバ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ズ」トハ「特別ノ必要アル場合ニハ收用又ハ使用スルコトガ出來ル」斯ウ云フコトト同ジ意味デスカ、又ハ是ハ何カ立法ノ技術上デ斯ウ云フ具合ニ云ヒ表サナケレバ具合ガ惡イト云フ譯デスカ

(政府委員答) 是ハ趣旨ハ同様ナコトデアツテ鐵道同志會カラモ積極的ニ特別ノ必要アル場合ニハ收用スルコトガ出來ルト云フ風ニ書イテ與レト云フ意見モ出テ居リマス、趣旨ハ結局同ジコトニナルト思ヒマスガ、立法技術ノ關係デ、第一條ニ土地收用ノ出來ルト云フ規定ガ……アリマシテ其レカラ第二條ノ二ニ又之ヲ收用スルコトヲ得ト云フコトニナルト、ダブル嫌ガアルノデ第一條デ收用又ハ使用スルコトガ出來ルノダガ併シ、現ニ公共ノ爲ニ爲ルベキ事業ニ使ツテ居ル土地ハ特別ノ場合デナケレバ收用スルコトガ出來ナイ、サウ云フ單純ナ立法上ノ技術ノ問題デアリマシテ趣旨ハ双方變ラナイ積リデアリマス

#### 四、本條ト第七條ノ二ニ依ル收用

(五一議 昭和二年二月十九日 貴族院特別委員會)

(要旨) 土地收用法第二條ノ二モ同法第七條ノ二ニ依ル收用又ハ使用ノ場合ニ其ノ準用アルモノトス從テ第二條ニ規定スル事業ノ用ニ供スヘキ土地ニ在ル家屋ニシテ現ニ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ用ニ供スルモノト雖モ特別ノ必要アル場合ニ於テハ第二條ニ規定スル事業ノ用ニ供スル爲ニハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

(問) 第二條ノ二ノ方ハ……特別ノ必要ガアル場合デナケレバ收用スルコトガ出來ヌ、斯ウ云フ規定ナノデ、土地ニ關シテハ收用スルコトガ出來ルケレドモ其ノ上ニ在ル所ノ家屋ヲ目的トシテ收用ノスルコトハ出來ヌ是ハ公用ニ供シテ居ルノデアルト云フ法律論ガ生ジハセヌカト云フコトヲ心配シテ居リマス

(政府委員答) 第二條ノ二ハ七條ノ二ノ場合ニモ準用シ得ルモノト思ツテ居リマス、七條ノ二デ收用又ハ使用スル場合ニハ……第二條ノ二モ其ノ必要ガアレバ準用シ得ル様ニ考ヘラレマス

註、答辯ノ文句ノミデハ少シ理解シ難イガ事柄ハ要旨ニ摘記シタ如クデアラウト思ハレル。

五、本條制定前ニ於ケル取扱

(一) (内務 大正六年九月京土第七六號) 京都市知事宛土木局長照會

(原文) 本月四日土第一八三八號ヲ以テ標記ノ件御副申相成候處 起業地中京都瓦斯株式會社敷地ニ係ルモノニ付テハ右會社力土地收用法上ノ公共ノ利益トナルヘキ事業ヲ營ムニ於テハ之ニ對シ事業認定ヲ爲スハ不穩當ト被認條條同會社ノ敷地ヲ道路敷ト爲スカ爲ニハ其ノ同意ヲ要スル儀ニ付右手續完了ノ上御申出相成條致度此段再應及照會候也

(二) (内務 明治四十三年十一月十七日甲第一) 〇七號東京府知事宛土木局長同答

(原文) 本月十日付戊土第一八八五號ヲ以テ土地收用法適用ニ關スル御照會ノ件右町村共同墓地ノ如キハ後段御見解ノ通御取扱可然被存候此段及同答候也

(東京府知事伺) 土地收用法ニ依リ内閣ノ認定ヲ受ケタル事業ニシテ土地收用法施行令第三條ノ現ニ公用ニ供スル土地(例ヘバ町村共同墓地)ヲ收用ノ目的トスルコトハ現行法令ノ規定上差支ナキモノト解釋致候共一方ヨリ觀ルトキハ先ツ其公用廢止ノ上之ヲ目的トスルコト穩當ト考ヘラレ旁疑義ニ涉リ候ニ付何分ノ御意見御同示ヲ得度此段及照會候也

註、以テ本條制定前ノ實際上ノ不便ヲ窺フニ足ルモノデアアルガ(一)ノ如キ場合ニ於テハ理論上ハ收用ハ可能デアツタモノト云フベク此ノ範圍内ニ於テハ本條ハ單ニソレヲ明文ヲ以テ規定シタルニ留マル。

本條制定ノ妙味ハ實ハ公用廢止ノ手續ヲ要セズトスル所ニ在ルモノト考ヘル。

第三條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ニ規定シタル起業者ノ權利義務ハ事業ト共ニ其ノ承繼人ニ移轉ス

第四條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ規定ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ起業者、土地所有者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

×  
×  
×